

司法試験法等の一部を改正する等の法律案 新旧対照表

○司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 <u>司法試験</u>（第一条―第九条）</p> <p>第二章 <u>司法試験委員会</u>（第十条―第十四条）</p> <p>第三章 <u>補則</u>（第十五条）</p> <p>附則</p> <p><u>第一章 司法試験</u></p> <p><u>（司法試験の目的）</u></p> <p>第一条 司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする。</p> <p>2 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十六条の試験は、この法律により行う。</p> <p>〔削る〕</p>	<p>目次</p> <p>第一章 <u>司法試験等</u>（第一条―第十一条）</p> <p>第二章 <u>司法試験委員会</u>（第十二条―第十六条）</p> <p>第三章 <u>補則</u>（第十七条）</p> <p>附則</p> <p><u>第一章 司法試験等</u></p> <p><u>（司法試験の目的等）</u></p> <p>第一条 司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする。</p> <p>2 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十六条の試験は、この法律により行う。</p> <p>3 <u>司法試験は、第四条第一項第一号に規定する法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする。</u></p>

(司法試験の方法)

第二条 司法試験は、短答式（択一式を含む。以下同じ。）及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

〔削る〕

(司法試験の試験科目等)

第三条 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

- 一 憲法
- 二 行政法
- 三 民法
- 四 商法
- 五 民事訴訟法
- 六 刑法
- 七 刑事訴訟法

2 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。ただし、法科大学院（学

(司法試験の方法等)

第二条 司法試験は、短答式（択一式を含む。以下同じ。）及び論文式による筆記の方法により行う。

2 司法試験の合格者の判定は、短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者につき、短答式による筆記試験及び論文式による筆記試験の成績を総合して行うものとする。

(司法試験の試験科目等)

第三条 短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

- 一 憲法
- 二 民法
- 三 刑法

2 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述

校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培ふことを目的とするものをいう。）の課程を修了した者に対しては、その申請により、第二号に掲げる科目の試験を免除する。

一 前項各号に掲げる科目

二 法律実務基礎科目（法律に関する実務の基礎的素養（実務の経験により修得されるものを含む。）についての科目をいう。）

3| 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。

一 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）

二 民事系科目（民法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

三 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

4| 前三項に掲げる試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

一 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）

二 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

三 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

3| 前二項に掲げる試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

4| 司法試験においては、その受験者が裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその应用能力を備えているかどうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏

- 5| 司法試験においては、その受験者が裁判官、検察官又は弁護士
 となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を備えているか
 どうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏
 することなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、
 判断力等の判定に意を用いなければならない。
- 6| 筆記試験に合格した者に対しては、その申請により、次回の司
 法試験の筆記試験を免除する。

〔削る〕

することなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、
 判断力等の判定に意を用いなければならない。

（司法試験の受験資格等）

第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に
 定める期間において受けることができる。

- 一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第
 九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要
 な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程
 （次項において「法科大学院課程」という。）を修了した者 そ
 の修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間
- 二 司法試験予備試験に合格した者 その合格の発表の日後の最
 初の四月一日から五年を経過するまでの期間
- 2| 前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験

〔削る〕

資格（同項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。以下この項において同じ。）に対応する受験期間（前項各号に定める期間をいう。）においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。

（司法試験予備試験）

第五条 司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）は、司法試験を受けようとする者が前条第一項第一号に掲げる者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

2 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

- 一 憲法
- 二 行政法
- 三 民法
- 四 商法
- 五 民事訴訟法
- 六 刑法
- 七 刑事訴訟法
- 八 一般教養科目

3 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者

(司法試験委員会の意見の聴取)

第四条 法務大臣は、前条第四項の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければならない。

(司法試験の実施)

第五条 司法試験は、司法試験委員会が毎年一回以上行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ官報をもつて公告する。

につき、次に掲げる科目について行う。

- 一 前項各号に掲げる科目
- 二 法律実務基礎科目（法律に関する実務の基礎的素養（実務の経験により修得されるものを含む。）についての科目をいう。次項において同じ。）

4| 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い、法律実務基礎科目について行う。

5| 前三項に規定する試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

(司法試験委員会の意見の聴取)

第六条 法務大臣は、第三条第二項第四号若しくは第三項又は前条第五項の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければならない。

(司法試験等の実施)

第七条 司法試験及び予備試験は、それぞれ、司法試験委員会が毎年一回以上行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ官報をもつて公告する。

(合格者の決定方法)

第六条 司法試験の合格者は、司法試験審査委員の合議による判定に基づき、司法試験委員会が決定する。

(合格証書)

第七条 司法試験に合格した者には、当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

(合格の取消し等)

第八条 司法試験委員会は、不正の手段によつて司法試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくはこの法律に基づく法務省令に違反した者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は情状により五年以内の期間を定めて司法試験を受けることができないものとすることができる。

(受験手数料)

第九条 司法試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

(合格者の決定方法)

第八条 司法試験の合格者は司法試験審査委員の合議による判定に基づき、予備試験の合格者は司法試験予備試験審査委員の合議による判定に基づき、それぞれ司法試験委員会が決定する。

(合格証書)

第九条 司法試験又は予備試験に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

(合格の取消し等)

第十条 司法試験委員会は、不正の手段によつて司法試験若しくは予備試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくはこの法律に基づく法務省令に違反した者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は情状により五年以内の期間を定めて司法試験若しくは予備試験を受けることができないものとするすることができる。

(受験手数料)

第十一条 司法試験又は予備試験を受けようとする者は、それぞれ実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、司法試験を受けなかつた場合においても返還しない。

第二章 司法試験委員会

(司法試験委員会の設置及び所掌事務)

第十条 [略]

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 司法試験を行うこと。
- 二 法務大臣の諮問に応じ、司法試験の実施に関する重要事項について調査審議すること。
- 三 司法試験の実施に関する重要事項に関し、法務大臣に意見を述べること。

四 [略]

3 [略]

(委員)

第十一条 [略]

(委員長)

第十二条 [略]

2 前項の規定により納付した受験手数料は、当該試験を受けなかつた場合においても返還しない。

第二章 司法試験委員会

(司法試験委員会の設置及び所掌事務)

第十二条 [略]

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 司法試験及び予備試験を行うこと。
- 二 法務大臣の諮問に応じ、司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項について調査審議すること。
- 三 司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項に関し、法務大臣に意見を述べること。

四 [略]

3 [略]

(委員)

第十三条 [略]

(委員長)

第十四条 [略]

(司法試験審査委員)

第十三条 委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため、司法試験審査委員を置く。

- 2 司法試験審査委員は、委員会の推薦に基づき、司法試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、法務大臣が試験ごとに任命する。
- 3 司法試験審査委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第十四条 第十条から前条までに定めるもののほか、委員会の委員及び司法試験審査委員に関する事項その他委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 補則

(法務省令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、司法試験の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

(司法試験審査委員等)

第十五条 委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験審査委員を置き、予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験予備試験審査委員（以下この条及び次条において「予備試験審査委員」という。）を置く。

- 2 司法試験審査委員及び予備試験審査委員は、委員会の推薦に基づき、当該試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、法務大臣が試験ごとに任命する。
- 3 司法試験審査委員及び予備試験審査委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第十六条 第十二条から前条までに定めるもののほか、委員会の委員、司法試験審査委員及び予備試験審査委員に関する事項その他委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 補則

(法務省令への委任)

第十七条 この法律に定めるもののほか、司法試験及び予備試験の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

○裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、少なくとも一年二月間 修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。</p> <p>②・③ 〔略〕</p>	<p>第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、少なくとも一年間修習 をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。</p> <p>②・③ 〔略〕</p>

○弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（研修の機会の提供等）</p> <p><u>第四十三条の十六</u> 弁護士会は、<u>法科大学院（学校教育法第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）</u>等と連携しつつ、その所属する弁護士に対しその資質の維持向上に資する研修の機会の提供を行うとともに、その所属する弁護士及び弁護士法人に係る情報その他のそのサービスの利用を容易にするための情報の提供等に努めるものとする。</p> <p>（準用規定）</p> <p><u>第五十条 第三十四条、第三十五条、第三十七条、第三十九条、第四十二条第二項及び第四十三条の十六</u>の規定は、日本弁護士連合会に準用する。</p>	<p>〔新設〕</p> <p>（準用規定）</p> <p><u>第五十条 第三十四条、第三十五条、第三十七条、第三十九条及び第四十二条第二項</u>の規定は、日本弁護士連合会に準用する。</p>

○社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（受験資格）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士試験を受けることができる。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 高等試験予備試験に合格した者</p> <p>四～十 〔略〕</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士試験を受けることができる。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 <u>司法試験予備試験又は</u>高等試験予備試験に合格した者</p> <p>四～十 〔略〕</p>

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、法科大学院における教育が、司法修習生の修習との有機的連携の下に法曹としての実務に関する教育の一部を担うものであり、かつ、法曹の養成に係る機関の密接な連携及び相互の協力の下に将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力（各種の専門的な法分野における高度の能力を含む。）を備えた多数の法曹の養成を実現すべきものであることに鑑み、国の責務として、裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員が法科大学院において教授、准教授その他の教員としての業務を行うための派遣に関し必要な事項について定めることにより、法科大学院における法曹としての実務に関する教育の実効性の確保を図り、もって法科大学院における教育の充実に資することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、法科大学院における教育が、司法修習生の修習との有機的連携の下に法曹としての実務に関する教育の一部を担うものであり、かつ、法曹の養成に係る機関の密接な連携及び相互の協力の下に将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力（各種の専門的な法分野における高度の能力を含む。）を備えた多数の法曹の養成を実現すべきものであることにかんがみ、<u>法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）第三条の規定の趣旨にのっとり</u>、国の責務として、裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員が法科大学院において教授、准教授その他の教員としての業務を行うための派遣に関し必要な事項について定めることにより、法科大学院における法曹としての実務に関する教育の実効性の確保を図り、もって<u>同条第一項に規定する法曹養成の基本理念に則した法科大学院における教育の充実に資すること</u>を目的とする。</p>